

○大府市労働者福祉増進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市労働者福祉事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、労働者の福祉事業に対し補助金を交付することにより、労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、愛知県労働者福祉協議会知多支部とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化・教育及び体育事業
- (2) 機関紙の発行事業
- (3) 前2号のほか、労働者の福祉増進に関する事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、各年度予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付手続等)

第6条 補助金の交付手続等については、大府市補助金等交付規則（昭和46年4月1日大府市規則第7号）の定めによるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。